

植物検疫における査察制の導入

農林水産省消費・安全局植物防疫課
生産安全専門官 岡 辰男

査察制とは？

○ 現状

- 日本への輸出期間中、植物防疫官を派遣
- すべての消毒処理に植物防疫官が立会
- すべての輸出検疫の実施を植物防疫官が確認
- 輸出国の発行する植物検疫証明書に植物防疫官が裏書き

○ 査察制

- 輸出期間の始めのみ植物防疫官を派遣
- 植物防疫官は輸出国の輸出体制を査察
- 消毒や輸出検査の植物防疫官の確認は不要
- 植物検疫証明書への裏書きは廃止

なぜ、査察制を導入するのか？

● 輸出国からの要請

輸出国から消毒処理の確認及び輸出検査について、日本国植物防疫官の派遣を止め、輸出国植物防疫機関に任せてもらいたい。

● 派遣する植物防疫官数の増大

消毒処理等の確認のために派遣する植物防疫官の数は、年70～80名に達している。

病害虫の侵入防止が図られるのであれば、査察制の導入は日本、輸出国双方にとって望むところ

査察制を導入することのメリット？

- 植物防疫官の派遣に要する費用を削減できる。
- 植物防疫官の派遣期間を気にすることなく日本への輸出が可能となる。
- 海外に派遣していた植物防疫官の数を減らすことができる。

査察制には、どのような場合に導入される？

	移行条件	査察時期	査察事項
病害虫無発生地域	輸出国植物防疫機関が適切に発生調査ができると判断された時点	輸出シーズン中	・トラップ調査 ・果実検査 ・移動規制 ・輸出検査
船上低温処理	輸出国植物防疫機関が適切に低温処理の開始作業ができると判断された時点	輸出シーズン当初	・温度計の校正 ・低温処理開始 ・輸出検査 ・船舶・コンテナの指定
消毒処理	輸出国植物防疫機関が十分な経験を有していると判断された時点	輸出シーズン当初	・施設調査 ・消毒処理 ・輸出検査

査察制の具体的な方法は？

- 病害虫無発生地域
- トラップ調査が適切に行われていることを実地調査
- 前年のトラップ調査の実施状況を記録により確認
- 果実検査の方法を実地調査
- 前年の果実検査の実施状況を記録により確認
- 対象病害虫の発生地域からの移動規制状況の調査
- 輸出検査の実施状況の調査



重大な問題があった場合には、当該無発生地域からの輸出を停止

- 船上低温処理
- 低温処理船舶・コンテナが適切な方法で指定されていることを確認
- 輸出検査の実施状況の調査
- 温度計の校正が適切に行われていることを確認
- 温度計の設置場所が適切であることを確認
- 低温処理開始後に出港が許可されていることを確認
- 前年の輸出が適切に実施されたことを記録で確認



重大な問題があった場合には、その原因を解析した上で、すべて又は一部の荷口について植物防疫官の立会制での輸出に変更

- 消毒処理
- 消毒施設が適切な方法で指定されていることを確認
- 消毒施設が指定済みであることを確認
- 温度計の校正が適切に行われていることを確認
- 温度計の設置場所が適切であることを確認
- 消毒処理開始及び終了が適切に判断されていることを確認
- 輸出検査の実施状況の調査
- 再汚染防止措置が適切に実施されていることを確認
- 前年の輸出が適切に実施されたことを記録で確認



重大な問題があった場合には、その原因を解析した上で、すべて又は一部の荷口について植物防疫官の立会制での輸出に変更

今後の展望

○ すでに査察制を導入した例

- ▶ イスラエル産かんきつ類、かき(船上低温処理)
- ▶ ハワイ産パイナップル、マンゴウ(消毒処理)
- ▶ 豪州/バーランド産かんきつ類(無発生地域)
- ▶ ニュージーランド産さくらんぼ(システムズ・アプローチ)

○ 査察制の導入を予定している例

- ▶ 豪州産かんきつ類(船上低温処理)
- ▶ 南アフリカ産かんきつ類(船上低温処理)
- ▶ タイ産マンゴウ、マンゴスチン(消毒処理)

○ モニター制の導入を検討している事例

- ▶ インド産マンゴウ
- ▶ ブラジル産マンゴウ

